

【概説】資産承継を円滑に進めるための方法 (2)

高齢者の財産管理

～移行型任意後見契約の活用～

後 宏治

税理士法人UAP
税理士・公認会計士

【うしろ・こうじ】平成7年税理士登録。会計事務所にて資産税を中心としたコンサルティング業務に従事し、平成15年ユナイテッド アカウ
ンティング パートナース パートナー就任。平成18年7月税理士法人
UAP代表社員就任。中小企業庁「信託を活用した中小企業の事業継続
円滑化に関する研究会」委員などを務める。著書に『詳解 信託の税務』
(中央経済社・共著)等多数。

1. 財産管理の重要性

少子高齢社会が本番を迎え、資産を多額に保有する高齢世代が財産に関する問題を抱えるようになっていきます。

人は年を取ると、稼働能力、身体的能力及び判断能力のすべてが衰えてきます。すなわち、働いて稼ぐ力が弱まり収入がなくなったり(=稼働能力の喪失)、足腰が弱り寝たきりになって身の回りのことができなくなったり(=身体的能力の衰退)、事の当否がよくわからなくなったり(=判断能力の低下)します。そのため、人生の最終ステージで不安を感じる人が増加しているのです。

こうした老化が、「先代からの承継→投資・運用→維持・管理→整理→贈与・遺贈」という資産承継サイクルに与える影響を考えてみましょう。

(1) 稼働能力の喪失

資産承継サイクルにおいて、稼働能力の喪失は財産の「維持・管理」に「活用」の必要性を付け加えます。すなわち、稼ぎがなくなると投資や運用で蓄積した資産を維持することが財産管理の中心となるのですが、資産を減らさずに「守る」だけでなく、自分や家族の生活と福祉のため、資産や収入を有効に使っていく(=活用する)、ということを考えなければならなくなるのです。具体的には、蓄えた資産を取り崩して、自分や家族のために生活費・教育費・治療費などで費消します。このようにして一定水準の生計を維持し、尊厳ある生活を確保することが重要課題になります。

(2) 身体的能力の衰退

病気や怪我などによって体が不自由になると、財産の「維持・管理」が自分ではできなくなり、他人の力を借りるしかなくなります。長期の入院時や介護施設への入居時には、銀行まで行ってお金を引き出すことすら困難となるため、入出金の管理や日常生活に必要な事務を他人に依頼せざるをえなくなるのです。

(3) 判断能力の低下

老化によって判断能力が低下すると、資産承継サイクルの全サイクルに影響が及び、多くの場合、サイクルそのものがストップしてしまいます。事の当否や是非がわからなくなるため、悪徳商法の被害にあったり、詐欺まがいの投資にお金をつぎ込んだりして大きな損をするだけでなく、物理的な管理場所やその手段を失念して資産が散逸する可能性も高くなります。程度が進んで認知症を発症すると、法律行為ができなくなるため、重要な取引や介護のための契約が自分ではできなくなり、意思決定や契約行為について他人の援助が必要となります。

以上から、老化が財産管理の障害になっていることが理解できます。そして、財産管理が適切になされないと資産の次世代への承継は困難となります。つまり、高齢者の財産管理には、資産承継を円滑に上り老化という大きな問題があるのです。

「円滑な資産の承継は確実な財産管理から」と言われるように、自分の希望どおりの資産の承継を行うためには、生前からの財産管理がとても大切です。

本稿では高齢者の財産管理に注目し、どのような二